

定期監査の結果

(平成23年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成 23 年度財務に係る定期監査は 231 機関に対して実施した。そのうち、168 機関は実地により、63 機関は書面により監査を実施した。

区 分	実地監査	書面監査	計
知事部局	113	11	124
本庁	63	0	63
地方局	32	0	32
地方機関	18	11	29
諸 局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	32	44	76
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	24	44	68
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
合 計	168	63	231
本庁	79	0	79
地方機関(地方局含む)	89	63	152

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

監査委員が、改善すべき事項を口頭等で伝達するもの

(2) 指摘事項の状況

平成 23 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

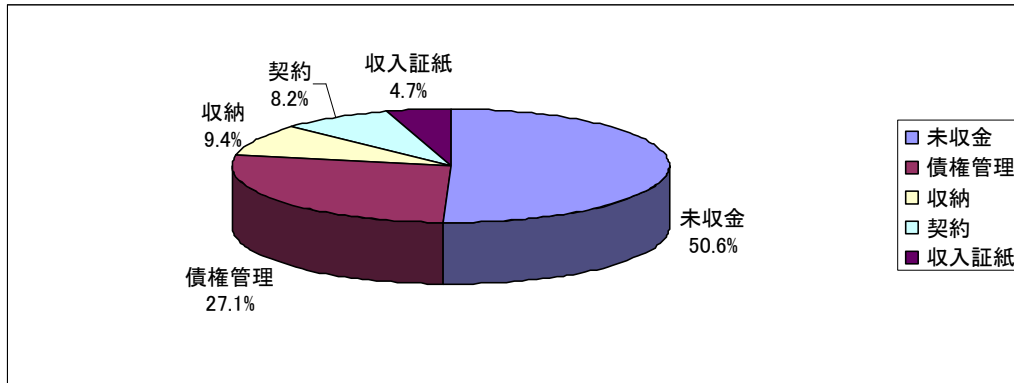
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	308	76
企業会計	38	16
合計	346	92

イ 内容別

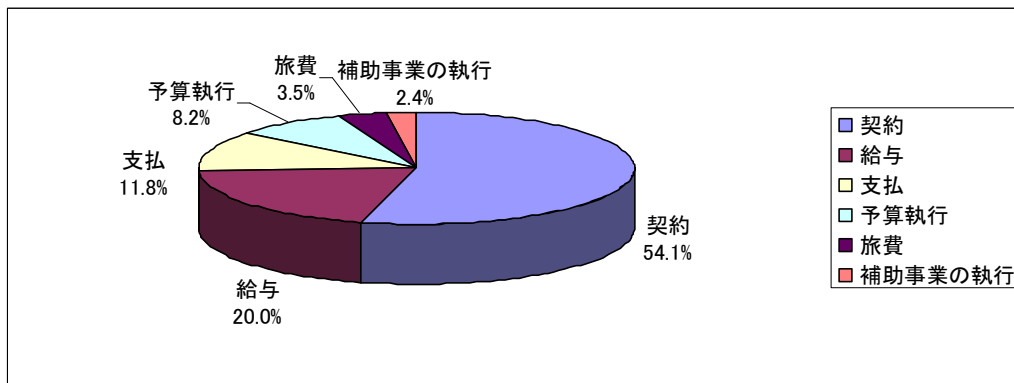
区 分	収 入	支 出	工 事	物 品	財 産	事 務 事 業	計
指 摘 件 数	85	85	15	47	7	107	346
うち公表	71	7	0	10	0	4	92
構 成 比 (%)	24.57	24.57	4.34	13.58	2.02	30.92	100.00

(ア) 収入



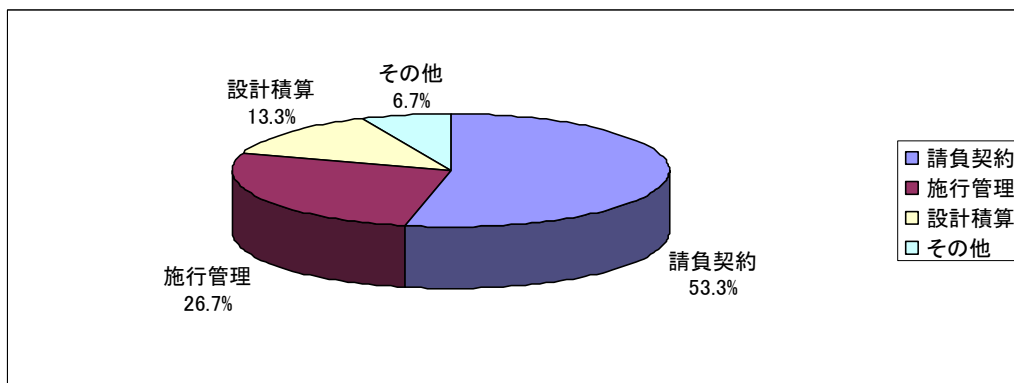
収入に関する指摘件数は、未収金に関すること 43 件、債権管理に関すること 23 件、収納に関すること 8 件、契約に関すること 7 件、収入証紙に関すること 4 件である。

(イ) 支出



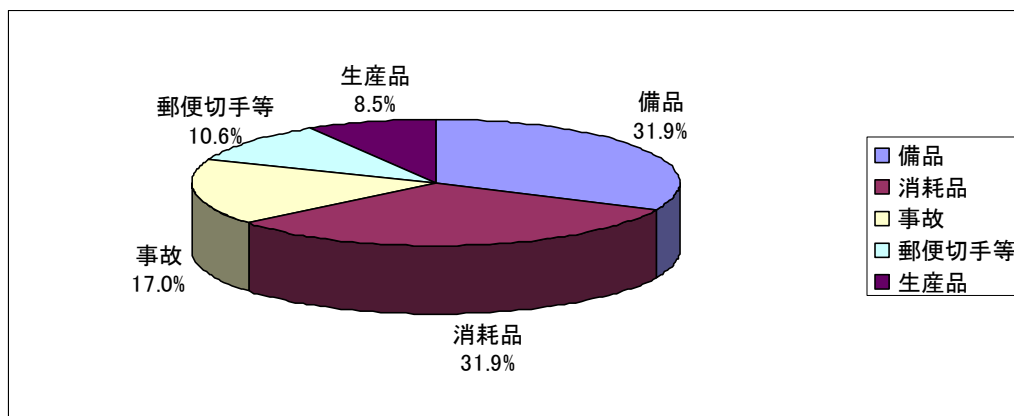
支出に関する指摘件数は、契約に関すること 46 件、給与に関すること 17 件、支払に関すること 10 件、予算執行に関すること 7 件、旅費に関すること 3 件、補助事業の執行に関すること 2 件である。

(ウ) 工事



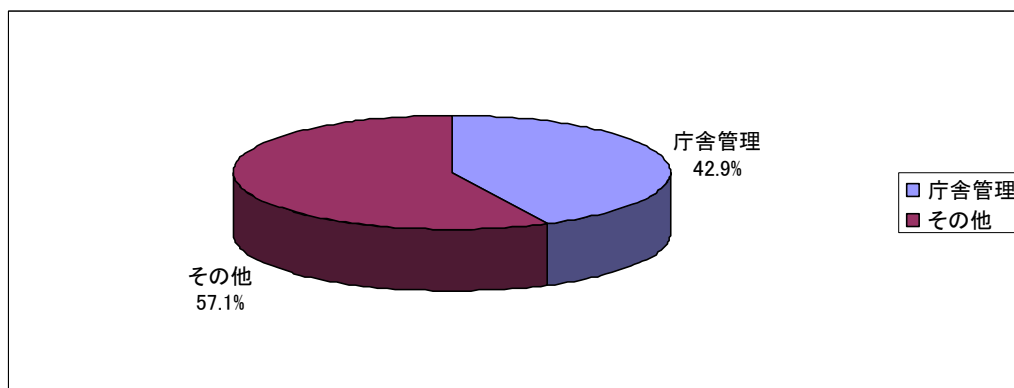
工事に関する指摘件数は、請負契約に関すること 8 件、施工管理に関すること 4 件、設計積算に関すること 2 件、その他 1 件である。

(エ) 物品



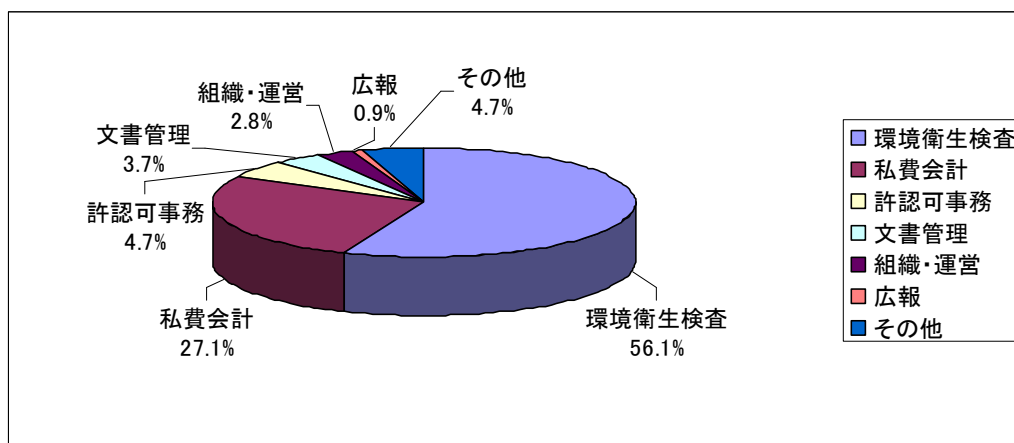
物品に関する指摘件数は、備品に関すること 15 件、消耗品に関すること 15 件、事故に関すること 8 件、郵便切手等に関すること 5 件、生産品に関すること 4 件である。

(オ) 財産



財産に関する指摘件数は、庁舎管理に関すること 3 件、その他 4 件である。

(カ) 事務事業



事務事業に関する指摘件数は、環境衛生検査に関すること 60 件、私費会計に関すること 29 件、許認可事務に関すること 5 件、文書管理に関すること 4 件、組織・運営に関すること 3 件、広報に関すること 1 件、その他 5 件である。

(3) 指導事項の状況

平成 23 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

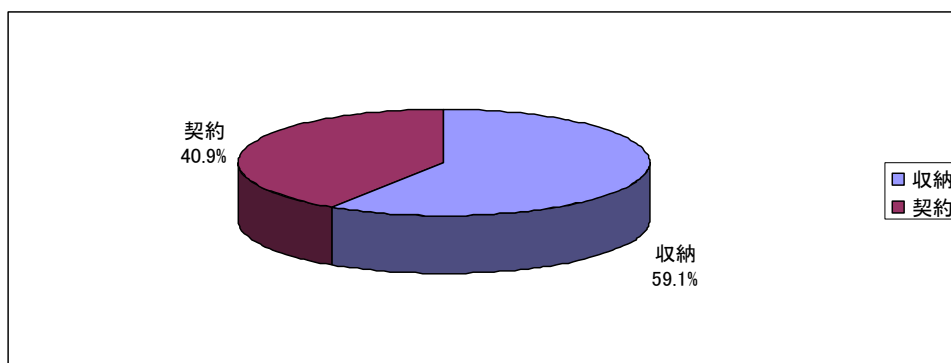
ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	111
企業会計	14
合計	125

イ 内容別

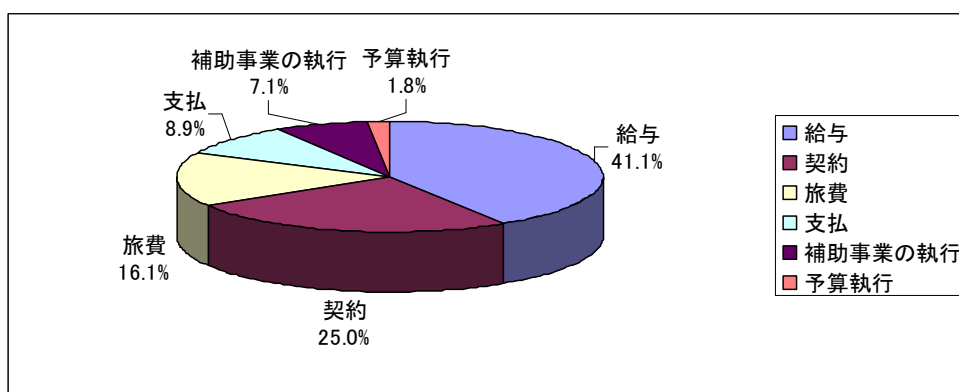
区 分	収 入	支 出	工 事	物 品	財 産	事務事業	計
指 導 件 数	22	56	8	24	0	15	125
構 成 比 (%)	17.60	44.80	6.40	19.20	0.00	12.00	100.00

(ア) 収入



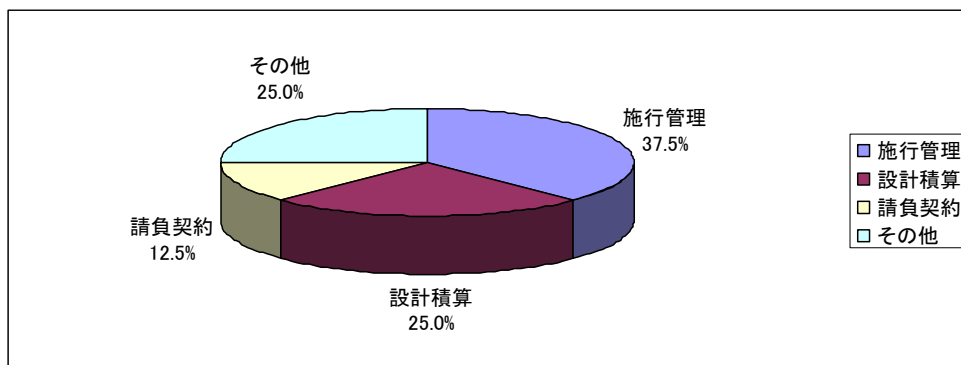
収入に関する指導件数は、収納に関する事 13 件、契約に関する事 9 件である。

(イ) 支出



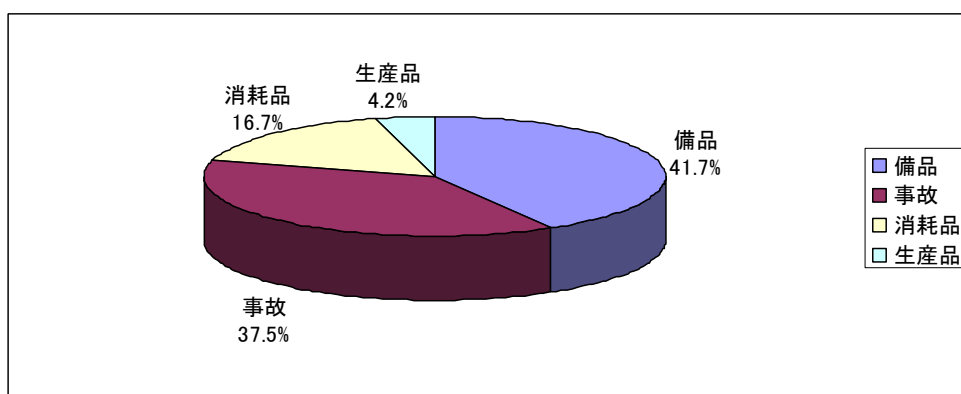
支出に関する指導件数は、給与に関する事 23 件、契約に関する事 14 件、旅費に関する事 9 件、支払に関する事 5 件、補助事業の執行に関する事 4 件、予算執行に関する事 1 件である。

(ウ) 工事



工事に関する指導件数は、施工管理に関すること3件、設計積算に関すること2件、請負契約に関すること1件、その他2件である。

(エ) 物品

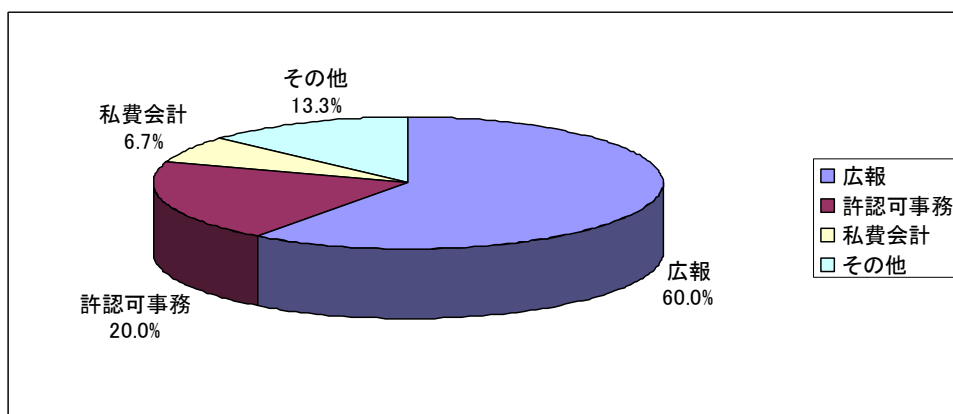


物品に関する指導件数は、備品に関すること10件、事故に関すること9件、消耗品に関すること4件、生産品に関すること1件である。

(オ) 財産

財産に関する指導件数は、0件である。

(カ) 事務事業



事務事業に関する指導件数は、広報に関すること9件、許認可事務に関すること3件、私費会計に関すること1件、その他2件である。